

【1】第3次八戸市環境基本計画（2023～2030）アクションプラン

環境
目指す
像

人と自然が共生する持続可能な都市 八戸
～環境・社会・経済のバランスのとれたグリーン社会の実現～

◎基本計画概要：基本目標と施策・方針一覧

基本目標1 自然共生社会づくり

当市は海、川、森林など豊かな自然に囲まれ、そこには多種多様な生物が生息している。私たちの暮らしは自然の多様性によって支えられているが、生活様式の変化により共生関係のバランスが崩れつつある。自然との関係を意識し、共に生活できる「自然共生社会づくり」の実現を目指す。

施策	施策方針等
施策1 清らかな水の保全	・法令や公害防止協定に基づく監視・指導 ・下水道整備や合併処理浄化槽の普及 ・森林の水涵養機能の維持 ・水を汚さない生活スタイルの普及啓発 ・海岸漂着ごみの発生抑制と回収処理
施策2 健全な土壌及び地盤の保全	・関係法令に基づく監視・指導 ・地下水位の監視と揚水設備の設置状況の把握
施策3 森林・農地の保全	・森林適正管理及び支援、里地里山の保全 ・農産物や木材の地産地消の促進 ・間伐材などのバイオマス資源の利活用 ・自然保護活動、イベントの推進 ・松くい虫、ナラ枯れ被害の防止の啓発 ・環境保全型農業の普及促進 ・農地の土壌分析及び土壌改良支援
施策4 生物多様性の確保	・野生生物の生息・生育環境の実態把握 ・レッドリスト等の活用による希少生物の情報収集と保護 ・生物多様性に関する意識啓発 ・外来生物の持込、侵入防止の啓発や駆除 ・鳥獣被害防止、有害鳥獣の捕獲

基本目標2 快適環境社会づくり

きれいな空気や静穏な環境を保全し、豊かな自然や美しい景観、歴史的・文化的環境に触れ合う機会を通して、環境への関心を高めながら環境に配慮した行動につなげていくことで、快適で安全な生活環境を確保する「快適環境社会づくり」の実現を目指す。

施策	施策方針等
施策1 きれいな空気の保全	・大気汚染や悪臭に関する法令、協定に基づく監視・指導 ・野焼きに対する指導 ・公共交通利用促進、渋滞緩和につながる道路整備、次世代自動車の利用促進
施策2 静穏な生活の確保	・騒音、振動に関する法令、協定に基づく監視・指導 ・航空機、鉄道などの騒音、振動測定及び対策要請 ・公共工事での低騒音・低振動型機械の導入
施策3 身近に触れ合える自然の保全	・都市公園や親水空間の整備及び保全 ・地域の緑化活動の推進 ・身近な緑の保全と創造に関する意識づくりとグリーンインフラの考え方の活用・啓発
施策4 美しい景観の形成	・建築行為や開発行為への規制による景観づくりの推進 ・表彰制度等による美しい景観形成の誘導 ・公共施設整備における景観への配慮 ・ボランティア清掃活動（ゴミゼロ等）の推進と支援 ・海岸、河川、公園等の美化と海岸漂着物の収集・処分
施策5 文化・歴史環境の保全	・地域の歴史的・文化的遺産の保存・活用や調査研究及び情報発信 ・民俗芸能、伝統芸能の保存・伝承活動の促進

基本目標3 脱炭素・循環型社会づくり

地球温暖化問題は、市民生活全般に深く関わり、また将来世代にも大きく影響を及ぼすことから、取り組むべき課題である。省エネルギーや再生可能エネルギーの導入、3Rの推進など、環境・社会・経済のバランスの取れた「脱炭素・循環型社会づくり」の実現を目指す。

施策	施策方針等
施策1 省エネルギーの推進	・脱炭素に関する国民運動の普及啓発 ・「区域施策編」「事務事業編」に基づく取組の推進 ・ZEH、ZEBに関する情報提供など普及促進 ・次世代自動車や高効率照明、省エネ設備の導入など（公共・民間） ・スマートムーブ、グリーン購入、行政手続きのデジタル化
施策2 再生可能エネルギー導入促進	・再生可能エネルギーの導入促進 ・廃食用油の回収とBDF事業の推進 ・新エネルギー、未利用熱、CCS、CCUSなどの研究・事業化
施策3 環境に配慮した都市基盤の整備	・コンパクト＆ネットワークの都市構造形成 ・自然環境と調和した土地利用の推進 ・公共交通ネットワークの形成 ・公園や緑地の整備、緑化の推進 ・防犯灯、街路灯のLED化 ・鉄道や海運を利用した物流への転換（モーダルシフト）の推進
施策4 3Rの推進	・ごみ減量・資源化、3Rの普及啓発 ・プラスチックの分別回収・資源循環の推進
施策5 廃棄物の適正処理	・処理、再資源化体制の適正化や広域化 ・不法投棄や不適正処理の防止、早期発見 ・海岸漂着ごみ、空き缶、プラごみの発生抑制や回収処理
施策6 リサイクル関連産業の振興	・リサイクル産業の周知、リサイクル商品の購入・使用 ・リサイクル産業への参入や研究開発の促進や支援

基本目標4 良好な環境を支え次世代へつなぐ人・仕組みづくり

豊かで良好な環境を未来に引き継いでいくためには、環境への負荷が少ない持続可能な社会をつくることが必要。環境について学ぶ機会を提供し、積極的に環境保全活動に取り組んでいく人材を育て、環境に配慮した行動につなげるため「良好な環境をさえ次世代へつなぐ人・仕組みづくり」の実現を目指す。

施策	施策方針等
施策1 環境教育・学習の推進	・市内小学校を対象とした環境学習会の実施 ・地域住民を対象としたエコツアーや出前講座の実施 ・高校生を対象とした環境講話の実施 ・地域の環境教育等を担う次世代の人材の発掘・育成
施策2 環境関連情報の発信	・地球環境に関する最新情報の収集・提供公表 ・環境学習や保全活動に関する情報の収集・提供・発信 ・「八戸の環境」の作成と配布・公開 ・参加者が体験を通じて情報収集できる機会の提供 ・環境配慮や保全活動に関する他団体とのネットワークづくり
施策3 環境配慮行動	・事業者や市民の環境配慮行動（ゼロカーボンアクション30等）を促進する普及啓発 ・公共施設における省エネルギー診断の実施及び普及啓発 ・環境マネジメントシステム導入の促進 ・事業者の環境配慮事業活動を評価する仕組みの推進 ・製造、流通、販売、廃棄の過程やエネルギーの地産地消など環境負荷の少ない商品・サービスの優先購入・利用

◎基本計画アクションプラン：第3次基本計画をベースに、時代の変化に対応し重点的にチャレンジする施策・事業等を定め、予算、人財を確保し企画力と実効性を高めながら、未来に向け良好な環境を保全継承・創造する環境先進都市を目指す。

1.重点取組事項（2024～2026）⇒ 土壌を作り、種を蒔く期間（初動期）

資源循環型社会づくり

- ・**プラスチックごみの発生抑制とリサイクル** 容器包装及び製品プラスチックの分別と再商品化や、発生抑制ための各種取組を推進。Ex.プラごみを減らす行動変容を促す事業
- ・**食品ロスの発生抑制とリサイクル** 消費者・事業者双方の協力のもと、食品ロス削減のための各種取組を推進。Ex.食品事業者やフードバンク活動との連携事業

脱炭素・気候変動適応社会づくり

- ・**八戸港カーボンニュートラルポート形成への取組** 国、県と足並みを揃え、八戸港のカーボンニュートラルポート形成に向けた取組を推進。Ex.水素等次世代エネルギー転換
- ・**再生可能エネルギーの導入促進** 自然環境や景観の保全に配慮しつつ、太陽光発電等再生可能エネルギーの普及促進。Ex.PPA事業による公共用地・施設への太陽光発電設備の設置
- ・**建築物、モビリティの脱炭素化** 公共施設におけるZEBや住宅のZEHの推進、公用車や公共交通における電動化を推進。Ex.公共施設のZEB化の推進、公共交通の電動化等

自然共生・快適環境社会づくり

- ・**生物多様性保全推進の取組** 豊かな生物多様性を保全し、生態系サービスを持続的に享受できる自然共生社会づくりを推進。Ex.グリーンインフラの整備、二次的自然環境の維持等
- ・**海の豊かさを守る取組** 海から拓けた街八戸として、海の豊かさを守るための各種の取組を推進。Ex.森林保全、海洋プラスチック対策等

2.環境ガバナンス

各主体がそれぞれ出来ることを頑張るのではなく、それぞれが頑張るだけでは解決できない問題に協力して取り組む仕組みづくりが必要。

△**環境ガバナンス** 各主体が連携・協力して環境問題の解決に取り組む、持続可能な発展の実現を目指すガバナンスの仕組み。

△**順応的ガバナンス** 自然や社会の複雑性や不確実性も視野に入れ、科学的学习とリンクしつつ試行錯誤する柔軟性を持つプロセスと、ステークホルダーの参加を重視するガバナンスの仕組み。

※順応性を担保する5つのポイント
複数性・冗長性の担保、共通目標の柔軟な設定、社会的評価、学び、支援者の役割の順応性

3.エコアクションの普及と人づくり

環境に関する気づきや学びの機会の充実を図ることにより、環境に優しい行動（環境配慮行動）の輪を広げるとともに、子どもから大人まで幅広い環境学習の機会を提供。

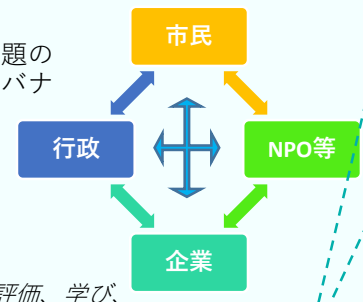
△**エコアクションの普及** 市民や市民団体、企業等が実践する、無理なく真似したくなる環境に優しい取組を発掘、発信し、取組の水平展開を図る。

△**効果的な環境教育・学習の推進** 子どもたちを含め市民や企業等が気軽に取り組めるような体験型の環境学習の機会の充実を図るとともに、自然や歴史、食を含めた文化などの地域資源、健康などの他分野と組み合わせた効果的な環境教育・学習を推進。

4.他施策との連携

△**他施策との連携** 環境により生み出される様々な価値を環境政策に活かすよう、観光、まちづくり、教育、産業その他各関連分野における施策との連携を図る。

△**行政のエコアクションの推進** 環境マネジメントシステムにより行政の各種事務事業における環境配慮行動を推進。



4 今後の進め方

△**戦略の検討** 初動期（～2026年度）に取り組む重点取組事項の精査と、具体的取組内容と実効性を高めるための戦略の検討。その際、2環境ガバナンスから4他施策との連携までの視点を踏まえ、検討と実践を重ねる。検討のあり方については、出来るだけ幅広に意見を集められるよう取り組む。

△**今年度の取組** 次年度の予算要求に向けて、当該アクションプランの精査を行う。環境審議会での審議や、プランとしての公表などの必要性についても検討。また、事業のスクラップアンドビルドや、国の補助金の活用などの財源確保、組織体制の見直しなども併せて検討する。

△**初動期から発展期へ** 初動期における試行錯誤を踏まえ、更なる成長を期して投資する分野や事業について、2030年度までの4か年を段階的発展期として戦略的に取組を進める。

【2】 気候変動緩和策における国、地方公共団体の役割と取組～うみねこプランの改定～

国の基本的役割（地球温暖化対策計画）

- （1）多様な政策手段を動員した地球温暖化対策の総合的推進
- （2）率先した取組の実施**
- （3）国民各界各層への地球温暖化防止行動の働きかけ
- （4）地球温暖化対策に関する国際協力の推進
- （5）温室効果ガスの濃度変化等に関する観測及び監視

1 政府実行計画の概要（温対法20条 政府事務事業編）

（1）再生可能エネルギーの最大限の活用に向けた取組

- ①**太陽光発電**：2030年度には設置可能な建築物（敷地含む）の約50%以上に発電設備を設置
- ②**蓄電池・再生可能エネルギー熱の活用**：太陽光発電の余剰電力の利用、災害時のレジリエンス強化のため蓄電池等の積極導入、地中熱等を使用する冷暖房設備等の導入

（2）建築物の建築、管理等に当たっての取組

- ①**ZEB化**：新築の原則ZEB Oriented以上、2030年度までに新築の平均でZEB Ready相当
- ②**省エネルギー対策と環境配慮の実施**：高効率機器導入やエネルギー管理システムの導入

（3）財やサービスの購入・使用に当たっての取組

- ①**公用車**：2030年度までに全てを電動車
- ②**LED照明**：2030年度までに100%
- ③**再エネ電力調達**：2030年度までに電力の60%以上を再エネ電力

（4）その他の事務・事業に当たっての温室効果ガスの排出の削減等への配慮

- ①**廃棄物の3 R + Renewable**：プラスチックをはじめ庁舎等から排出される廃棄物の排出抑制、リサイクル
- ②**主催イベントのGHG排出削減**：会場温度設定の適正化、公共交通の利用奨励、J-クレジット等の活用によるカーボンオフセットの実施

（5）ワークライフバランスの確保・職員に対する研修等

- ①**ワークライフバランス**：超過勤務の縮減
- ②**研修**：職員に対する地球温暖化対策に関する研修機会の提供

地方公共団体の基本的役割（同左）

- （1）地域の自然的社会的条件に応じた施策の推進
GHG削減等のための総合的かつ計画的な施策を推進。「地域脱炭素化促進事業」に関する事項を定め実施するよう努める。

（2）自らの事務及び事業に関する措置

自ら率先的な取組を行うことで、区域の事業者・住民の模範となる。

2 八戸市地球温暖化対策実行計画事務事業編（R 5.4 改定） うみねこプランV 計画期間R 2（2020）～R 12年度（2030）

（1）達成目標 基準年度H30年度（2018）

- 1 **GHG排出量**：6.1 %削減／2 **エネルギー使用量（車両）**：3.7 %削減／3 **エネルギー使用量（施設）**：1 2.8 %増に抑える／4 **水道使用量**：1.4 %増に抑える／5 **可燃性廃棄物排出量**：2.6 %増に抑える／6 **不燃性廃棄物排出量**：3.0 %増に抑える

（2）主な取組

1 削減の取組

- ①運用改善：室温設定（暖房時20度 冷房時28度）等
- ②設備投資：高効率機器への更新 等
- ③その他、日常業務の取組：節電、用紙の節約、リユース、廃棄物の適正排出、グリーン購入品目の調達 等

2 再生可能エネルギーの導入

- ①新築・改築に当たっては、可能な限り導入に努める。
- ②既存施設は、採算性を考慮し、積極的な導入に努める。
- ③既存設備は長寿命化により最大限性能を発揮させる。

3 公共施設マネジメントの推進

- ①省エネルギー化により管理運営の効率化を進める。

4 管理標準による施設及び設備管理

- ①施設管理課において管理標準の作成に努め、設備等の運用管理・更新における適切な省エネルギーを図る。

改定

▷GHG排出量削減目標の見直し

国の計画や昨年度策定の八戸市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の目標を踏まえた見直し。

改訂前 H30年度比6.1 %削減⇒改定後 H25年度比50%削減

▷主な削減シナリオ

- ・LED等高効率機器や制御システム導入による施設の省エネの推進
- ・再エネ導入や再エネ電力メニューの購入 等

【3】地球温暖化・気候変動対策における令和6年度の取組状況（主なもの）

1. 緩和策

八戸市再エネ・省エネ設備導入促進事業補助金

燃料価格の高騰が続く中、家庭及び中小企業等におけるエネルギー費用の負担軽減を図るとともに、地球温暖化対策として温室効果ガス排出量削減の取組を推進するため、市民や中小企業者等を対象に、市内の住宅又は事業所に太陽光発電設備と蓄電池を同時に設置する場合の費用と、高効率空調機器を設置する場合の費用の一部を補助。

【補助対象設備・補助金額・申請実績】

区分	住宅（個人）		事業所（中小企業者等）		合計
	対象設備（補助金額）	交付確定件数 （交付確定額）	対象設備（補助金額）	交付確定件数 （交付確定額）	
太陽光発電設備	7万/キロワット （上限35万円）	51件 （35,777,000円）	5万円/キロワット （上限100万円）	2件 （2,327,000円）	53件 （38,104,000円）
蓄電池	補助対象経費の1/3 （上限40万円）		補助対象経費の1/3 （上限63万円）		
高効率空調機器	補助対象経費の1/2 （上限5万円）	333件 （16,645,000円）	補助対象経費の1/2 （上限25万円）	36件 （7,049,000円）	369件 （23,694,000円）

2. 適応策

「はちのへ涼みどころ」の開設

令和6年4月施行の改正気候変動適応法による「熱中症特別警戒アラート」が設けられ、近年の気温上昇に対する警戒感が高まる中、市内の公共施設で一時的に暑さをしのぐため市民が涼むことができる場所を周知することで、市民の熱中症予防対策を図ったもの。市民が涼しい場所を共用（クールシェアリング）することで、市全体の節電につながる効果も期待。

【対象施設】

- ・市公共施設36カ所（市庁舎、市民SC、はっち、YSアリーナ、図書館、美術館等）
- ・郵便局36カ所（市内の簡易郵便局を除く全局）

【開設期間及び開放時間】

- ・令和6年7月1日（月）～9月30日（月）の通常開館時間内

【利用状況】

- ・通常の利用者と涼みどころとしての利用者との区別が困難で、利用状況の把握は難しかったが、施設へのアンケート調査によれば、利用者が増えたところもあるなど、概ね好評だった。

3. その他（啓発等）

（1）HITカーボンニュートラル人材育成協議会「小中高一般向けWG」への参画

令和4年度に八戸工業大学を中心に、将来カーボンニュートラルを達成させる持続可能な人材育成や人材確保等を目的に立ち上がった協議会において、市が実施する環境教育の新たなカリキュラムやブラッシュアップを検討するワーキンググループが設置され、本格的に話し合いが開始された。

【構成員】

- 八戸工業大学、八戸インテリジェントプラザ、日本原燃、八戸工業大学第一高校及び第二高校・附属中、八戸工業高等専門学校、NPO法人CROSS

（2）中小企業向け省エネセミナー

昨年度から引き続き開催（2/4）。NPO法人CROSSの省エネ診断に関する講話に加え、診断を元に経営改善を実践している三浦建設工業や金融機関の支援等についても講話をいただいた。

【参加者】78名（R5：36名）

【4】地球温暖化・気候変動対策における八戸市の新たな取組

1.取組項目 ※朱書き：R 7 当初予算要求項目 青書き：R 7 補正予算予定項目 緑書き：来年度予算を伴わない新規項目

方針1▷幅広く対策の対象がある中、①省エネと②再エネを主軸に「ア市(公共)の取組」と「イ地域での取組」に優先的に取り組む。
方針2▷上記以外の対策（「脱炭素に資する都市」政策との連携、都市緑化・グリーンインフラ実装、電動車の導入、脱炭素ライフスタイルへの転換、適応策等）について、行政・地域の学びの機会を通し知見を深め、次の政策展開の契機とする。
方針3▷市の事務事業について、気候変動対策の観点からの見直しを庁内推進体制の中で改めて検討する。

	①省エネ ⇒機器や建物のエネルギー効率の向上と運用改善等によるエネルギー消費量の削減	②再エネ導入 ⇒電力は太陽光発電を中心に再エネに転換	③緩和策その他 ⇒普及啓発、廃棄物、車の購入等	④適応策
ア市 の取組	①必要施設の100%LED化⇒ <u>ESCO事業によるLED導入調査委託</u> ②民間施設の模範となる一部既存公共施設のZEB化⇒EX.はっち等のZEB化に係る <u>難易度調査・可能性調査</u>	①公共施設、敷地への太陽光発電の導入⇒ <u>PPA等による太陽光導入可能性調査委託</u> ② <u>導入目標の設定と再エネ電力の購入の検討</u>	①研修機会等を通じた意識づけと日常業務への反映⇒ <u>脱炭素まちづくりカレッジ</u> ②家庭系一般廃棄物における <u>プラスチックリサイクルの推進</u> ③ <u>公用車の電動化に向けた検討</u>	① <u>（仮称）気候変動ゼミ等</u> を通じた気候変動適応に関する職員の <u>理解醸成のための取組</u>
イ 地域の施策の推進	③ <u>省エネ設備導入等促進事業による支援（断熱窓・空調・省エネ診断受診）</u> ④ <u>「省エネ・地域パートナーシップ」を活用した中小企業の省エネ推進</u>	③ <u>再エネ設備導入等促進事業補助金による支援</u> ④ <u>地域脱炭素促進事業に係る検討</u>	④幅広く緩和策・適応策を学ぶ機会として、 <u>（仮称）気候変動ゼミ</u> を開催 ⑤ <u>IGESによる市民大学講座</u> ⑥ <u>環境展復活に向けた検討</u>	②民間施設における <u>涼み処の拡充</u> ③気候変動適応策に関する <u>理解醸成のための取組</u>

2.推進のための取組

- (1) 庁内推進体制の強化

・次長級で構成される「環境管理委員会」「グリーン社会推進プロジェクト会議」の見直し

(2) アドバイザーの設置

・環境省「脱炭素まちづくりアドバイザー」の活用し、公共＋地域への再エネ導入を中心に事業推進
(鹿角市カーボンニュートラル推進マネージャー前原充宏氏)

(3) 県との連携強化

・「あおり脱炭素支援チーム」（事務局：県環境政策課）圏域単位で地域脱炭素の取組が進むよう支援／市町村職員向けセミナー開催／計画から具体的取組までの伴奏型支援

・青森県気候変動適応センターとの連携

(4) 大学、IGES、省エネ地域パートナー（金融機関、地域支援機関）、民間コンサルティング等との連携

・各種取組の推進に積極的に専門人材、専門機関を活用

3.主な取組のスケジュール（案）

	R 6	R 7	R 8以降
① 省エネ	①全庁電力照会 ②ZEB化難易度調査 ③省エネ導入補助金	・LED導入調査 ・ZEB化可能性調査 ④地域パートナーシップ支援	・ESCOによるLED化 ・ZEB化改修
② 再エネ	③再エネ導入補助金 ④地域脱炭素促進事業に係る検討	①PPA導入可能性調査 ②市の導入目標等	・太陽光発電導入 ・ <u>実行計画策定</u>
③ その他	②プラスチックリサイクル	①④⑥啓発イベント等 ③公用車電化検討	・導入